第１部　廃棄物編

第１章　記録する廃棄物について
（特定支障除去等事業（平成 24 年（2012 年）度～令和４年（2022 年）度）で搬出し処理した廃棄物）

アーカイブでは、発見した廃棄物の種類および場所をできる限り定量的に記録するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業で処理した廃棄物を記録の対象とし、第４章に記述する。

１　旧ＲＤ社または県が実施した掘削調査により発見した廃棄物

平成 17 年（2005 年）度～平成 23 年（2011 年）度までに実施した以下の(1)～(3)の掘削調査で発見した廃棄物は、当事業で搬出し処理を行った。これらの掘削調査の範囲の位置を図 1-1-1 に示す。

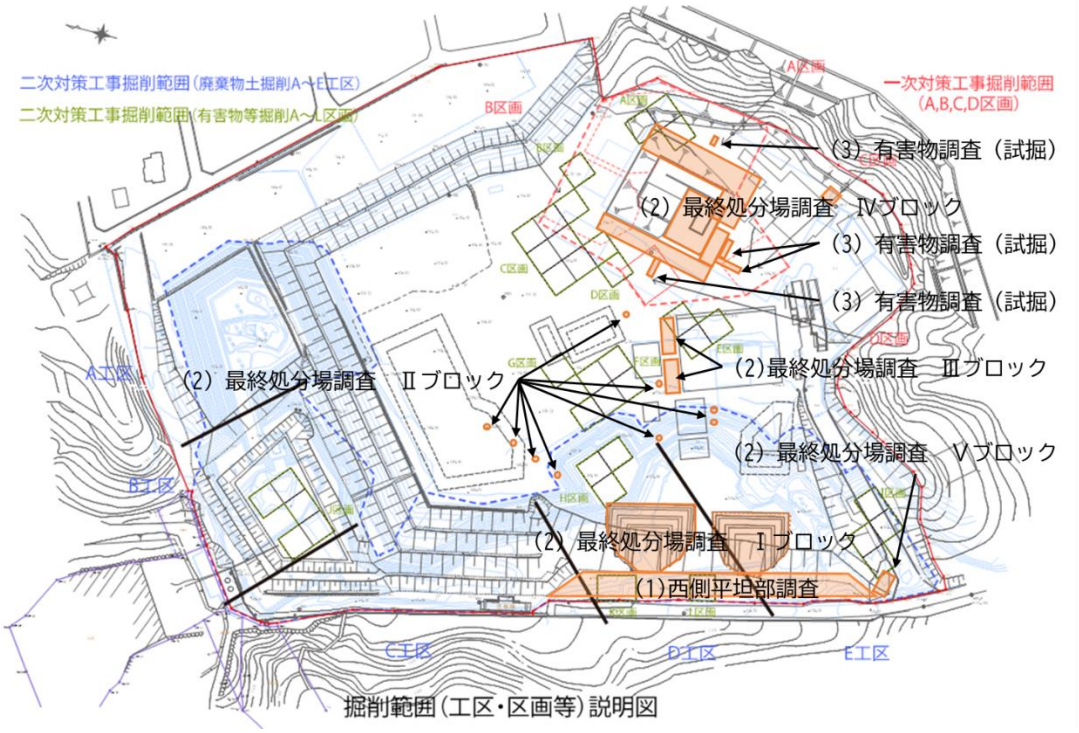


図 1-1-1　平成 17 年（2005 年）度～平成 23 年（2011 年）度まで旧ＲＤ社または県が実施した掘削調査の位置図

(1) 平成 17 年（2005 年）度　西側平坦部調査

元従業員等が住民団体に証言した内容等を基に、ドラム缶等が違法に埋め立てられた場所を推定し、県は西側平坦部において掘削調査を行うよう旧ＲＤ社に指導した。掘削調査の結果、当初および追加掘削調査でドラム缶および一斗缶を発見した。

(2) 平成 19 年（2007 年）度　最終処分場調査（ブロック掘削）

県は、平成 18 年（2006 年）４月に措置命令を発出したが、旧ＲＤ社の破産手続き開始が決定されたことを受け、対応策を検討するため最終処分場調査を実施した。この調査は、ボーリング調査（地質・廃棄物土）、掘削調査（ケーシング掘削・ブロック掘削）、廃棄物土の分析、孔内ガス・温度測定、浸透水・地下水調査等から構成されている。このうち掘削調査は、不適正処分の状況を調査することにより、対策の検討および事業者等の責任を追及するために実施した。掘削調査の結果、ドラム缶および医療系廃棄物を発見した。

(3) 平成 22 年（2010 年）度～平成 23 年（2011 年）度　有害物調査（試掘）

県は、旧処分場内の有害物等をできる限り除去することを盛り込んだ対策を最終決定するための最後の調査として、有害物調査を実施した。調査内容は第２章に記述する。このうち試掘調査は、ドラム缶等の埋め立て位置情報をより正確に把握し効率的な調査を実施するため、元従業員等に再聴取を行い、その証言等を基にドラム缶等が埋め立てられているか確認するため、試掘調査を実施した。その結果、ドラム缶を発見した。また、試掘箇所からは医療系廃棄物も発見した。

なお、試掘調査で発見したドラム缶の広がりについては、EM 探査で把握し、当事業の一次対策（平成 24 年（2012 年）度）の中で掘削し処理を行った。

２　特定支障除去等事業により発見した廃棄物

当事業では、二つの対策工を実施するため廃棄物土を掘削した。当事業の全体の掘削範囲については図 1-2-1 に示す。

一つは、有害物等掘削除去工で、浸透水の汚染を抑制するため有害物調査で位置が判明した有害物等を掘削した。なお、有害物等が存在する深さに到達するまで、有害物等ではない廃棄物土も掘削している。

もう一つは、遮水工で、廃棄物土層に接する帯水層を露出させた状態で遮水するため、廃棄物土を掘削した。



図 1-2-1　特定支障除去等事業の掘削範囲の位置図

（1）選別せずに搬出し処理した廃棄物

当事業では、有害物等掘削除去工で、有害物調査で位置が判明した有害物等を掘削し、その性状から当事業で設置した選別施設では図 1-2-2 のように選別せずに、搬出し処理した。

また、当事業では、遮水工で、有害物等が存在する深さまで到達するため、または底面・側面遮水工の施工のために廃棄物土を掘削したが、その性状から掘削中に発見した鉛蓄電池等の選別に適さない廃棄物についても図 1-2-2 のように選別せずに、搬出し処理した。

（2）遮水工等に伴う掘削で発生し選別後に搬出し処理した廃棄物

平成 19 年（2007 年）度の最終処分場調査および平成 22 年（2010 年）度～平成 23 年（2011 年）度の有害物調査の掘削調査で発生した廃棄物土（有害物等を除く）、ならびに当事業で有害物等が存在する深さに到達するために掘削した廃棄物土および底面・側面遮水工を施工するために掘削した廃棄物土を図 1-2-2 のように選別し、場外搬出物（可燃物と不燃物）は搬出し処理した。なお、選別した選別再生資源（石、アスファルト、コンクリート）および適合確認試験に適合した選別土は場内埋戻物として当事業の中で有効に利用した。

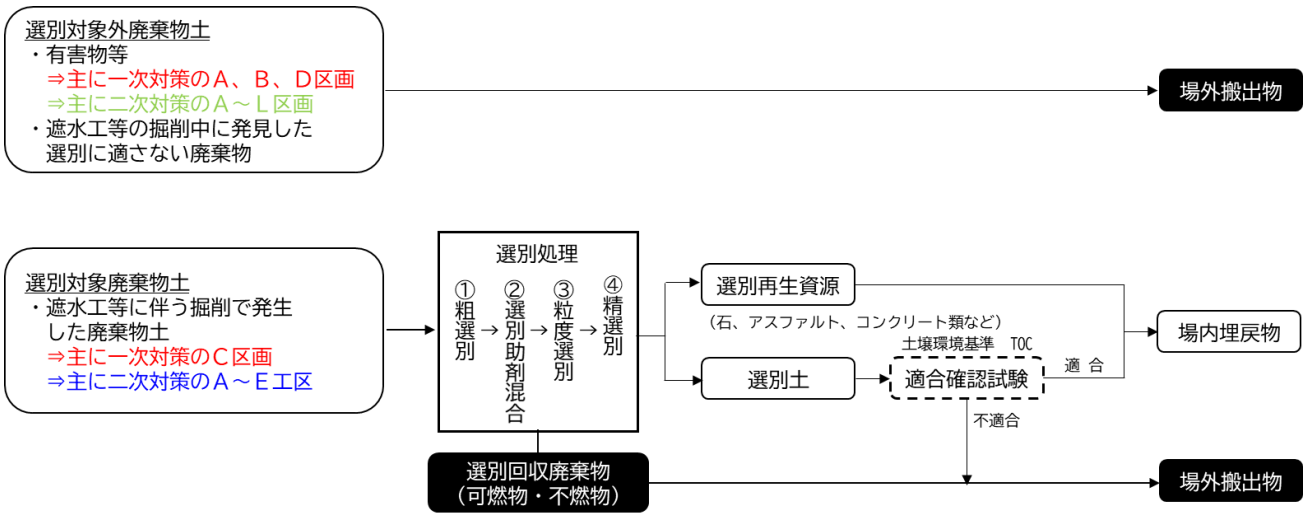


図 1-2-2　掘削した廃棄物土の場内埋戻または場外搬出までのフロー